

改正後	改正前
<p>(乗務等の記録)</p> <p>第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあつては、次に掲げる事項イ 貨物の積載状況</p> <p>ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)で待機した場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>(1) 集貨地点等</p> <p>(2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあつては、当該日時</p> <p>(3) 集貨地点等に到着した日時</p> <p>(4) 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時</p> <p>(5) 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を実施した場合にあつては、附帯業務の開始及び終了の日時</p> <p>(6) 集貨地点等から出発した日時</p> <p>七・八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(適正な取引の確保)</p> <p>第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸</p>	<p>(乗務等の記録)</p> <p>第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあつては、貨物の積載状況</p> <p>七・八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(適正な取引の確保)</p> <p>第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷</p>

送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。